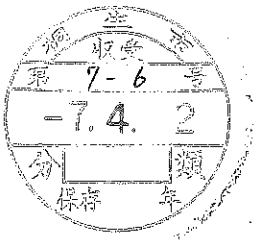

（公印省略）
地福第８３４－１号
令和７年４月１日

桐生市長　　様
（福祉課）

群馬県知事　山本　一太
（地域福祉課）

令和６年度厚生労働省生活保護法施行事務監査の結果に対する
是正改善措置について（通知）

令和７年２月３日（月）から７日（金）まで実施された標記監査の結果について、別添のとおり厚生労働省社会・援護局長から通知がありました。

つきましては、監査時に各監査官が指示した事項にも留意のうえ、所要の是正又は改善の措置を講ずるとともに、その結果を令和７年５月２６日（月）までに地域福祉課へ報告してください。（書面１部及びメールによりデータを提出）

なお、改善報告は任意様式により行ってください。

社援発０３３１第１７号
令和７年３月３１日

群　馬　県　知　事　　殿

厚生労働省社会・援護局長

令和６年度生活保護法施行事務監査の結果について（通知）

先般、貴県について標記監査を実施したが、その結果は次のとおりであるので、現地で係官が指示した事項も併せ留意の上、所要の是正又は改善（以下「是正等」という。）の措置を講ずるとともに、その結果を令和７年６月９日までに具体的に報告されたい。

なお、当該是正等の措置は生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第２３条、当該報告は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の４に基づくものである。

１　管内実施機関に対する指導の徹底について

今回、監査を実施した桐生市福祉事務所の問題点及び監査対象ケースに係る保護の決定実施上の問題点は、別紙１及び別紙２のとおりである。

ついては、桐生市福祉事務所に対し、これらの問題点の是正等について、類似ケースの是正等も含めて、継続的な指導を行うとともにその結果を報告させること。

また、別紙２のケース別問題点に係る是正等の結果については、別紙２及び別紙３の様式により報告すること。

別紙１

桐生市福祉事務所について

今回の監査において、県本庁が実施した監査に対する是正改善状況を確認したところ、「面接相談」、「分割支給」、「保護申請の却下及び取下げ」、「保護の開始」、「保護の廃止」、「組織運営管理等の総括事項」について、現在、相談者への生活保護申請書及び「保護のしおり」の配布の徹底、預り金・分割支給の廃止、生活保護費支給マニュアルの作成、扶養届の記載内容の確認徹底、市役所入口の電子掲示板による生活保護制度の周知、権利擁護のための研修受講等の取組が行われていることを確認した。

一方、以下のとおり、複数の課題が認められたことから、要保護者の権利擁護を徹底するとともに、組織として計画的に是正又は改善の措置を講ずるよう求める。

１　適切な保護の相談及び廃止の取扱いについて

（１）適切な保護の面接相談の実施について

今回の監査において、保護申請に至らなかった面接記録票を確認したところ、「手持ち金を消費してからの申請を促すなど、実施機関が申請の時期を判断していると疑われる事例」、「相談者から聴取した手持ち金等に基づき事前に要否判定を行っている事例」が認められた。

保護の面接相談に当たっては、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知）第９、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「（局）」という。）第９の１及び「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和３８年４月１日社保第３４号厚生省社会局保護課長通知。以下「（課）」という。）第９の１

から３までに基づき、申請権の侵害、または申請権を侵害していると疑われる行為も厳に慎み、次の点について留意の上、適切に実施すること。

ア　相談者の状況について、収入・手持金・預貯金がない、食事を摂取していない、水道・電気などのライフラインが止められているなど、急迫状況にないか詳細に聴取すること。

イ　多額の預貯金を保有していることが確認されるなど、生活保護に該当しないことが明らかな場合や、相談者が要保護者の知人であるなど保護の申請権を有していない場合等を除き、相談者の申請意思を確認すること。

ウ　相談者からの相談内容、助言した内容、生活困窮の状況及び申請意思の有無など、面接相談において聴取した内容を漏れなく面接記録票に記録し、速やかに回付することを徹底すること。

エ　所長、参事、課長及び査察指導員は、回付された面接記録票の内容を十分審査の上、必要な指導を行うこと。

（２）「辞退届」の提出による保護廃止の適切な取扱いについて

今回の監査において、「辞退届」の提出による保護廃止ケースを確認したところ、「就労自立給付金の対象とならない旨の説明をした記載がなく、説明が行われたのか判断できない事例」、「管外転出等により廃止するケースから不必要な「辞退届」を徴取している事例」が認められた。

ついては、保護受給中の者から自らの意思で「保護を辞退する」旨の意思を示した書面が提出された場合には、（課）第１０の１２－３に基づき、次の点について適切に取り扱うこと。

ア　提出された「辞退届」が有効となるためには、それが本人の任意かつ真摯な意思に基づくものであることが必要であり、実施機関は「辞退届」の提出を強要してはならず、また、「保護を辞退する義務がある」と誤信させ「辞退届」を提出させてはならないこと。

イ　「辞退届」が本人の任意かつ真摯な意思に基づいて提出されたものであ

っても、保護の廃止決定を行うに当たっては、最低生活費に満たない部分をどう工面するのか等、本人から自立の目途を必ず聴取し、保護の廃止によって直ちに急迫した状況に陥ることがないよう、ケース診断会議に諮る等組織的な判断を行い、適切な取扱いを行うこと。

ウ　収入の増加・取得により要否判定で「否」となる場合や、管外に転出するケースなどから、不必要な「辞退届」を徴取しないこと。

エ　「辞退届」の提出により保護廃止となった場合は、「生活保護法による就労自立給付金の取扱いについて」（平成２６年４月２５日社援保発０４２５第７号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）に基づき、就労自立給付金の対象とならない旨の説明を確実に行い、「辞退届」の提出による保護廃止とするか適切に判断すること。

オ　国民健康保険への加入など、保護の廃止に伴って必要となる諸手続きについて助言指導するとともに、保護廃止後、再び生活困窮したときの再来所の教示を行うこと。

カ　「辞退届」の提出から保護廃止までの経過については、ケース記録に詳細に記録すること。

２　適切な援助方針の策定について

ケース検討の結果、「世帯の課題に応じた具体的な援助方針が策定されていない事例」等、援助方針の策定について課題が認められた。

ついては、（局）第１２の４に基づき、「生活保護問答集について」（平成２１年３月３１日厚生労働省社会･援護局保護課長事務連絡。以下「別冊問答集」という。）第１編問１２－１を踏まえ、訪問調査や関係先調査によって把握した生活状況により個々の要保護者の自立に向けた課題を分析し、現業員と査察指導員が協議の上、それらの課題に応じた具体的な援助方針を策定すること。

また、訪問調査においては、常に世帯の生活実態の的確な把握に努め、世帯の状況等が変動していることを確認した場合には、査察指導員と十分検討した上で、実態に即した援助方針に見直すとともに、必要に応じ訪問計画を見直すこと。

3　自動車保有ケースの適切な取扱いについて

今回の監査において、自動車保有ケースの取扱いを確認したところ、「処分指導の保留ケースについて、（課）第３の９－２に定める処分指導の保留の要件に該当しない事例」、「保有を否認しているケースについて、否認時から期間が経過しているにもかかわらず、有効な処分指導が実施されていない事例」が認められた。

ついては、（課）第３の９、第３の９－２及び第３の１２に基づき、また、別冊問答集第１編第３を踏まえ、次の点について適切に実施すること。

（１）自動車保有の認否等については、ケース診断会議に諮る等、客観的、組織的な検討を行うこと。特に、処分指導の「保留」については、保護の開始に際し、概ね６か月以内に就労により保護から脱却することが確実に見込まれる場合に限り認められ、概ね６か月経過後、保護の実施機関の判断により、自立支援プログラム又は自立活動確認書により具体的に就労による自立に向けた活動が行われている者については、保護開始から概ね１年の範囲内において、処分指導を行わないものとして差し支えない取扱いであることから、組織的に「保留」の要否を検討すること。

また、保有認否の根拠等についてはケース記録に明記すること。

（２）保有を認めた自動車についても、定期的に保有要件の確認を行うこと。

（３）保有が認められない自動車については、一時抹消登録の手続きを行うことや、処分期限の設定を行うなど速やかな処分のための指導に努めること。

4　適切な保護の決定実施のための改善について

（1）査察指導機能の充実強化及び組織的運営管理の推進について

今回の監査において、上記１から３までのほか、「障害者加算や母子加算の誤認定といった扶助費の算定が誤っている事例」等、適正な保護の決定実施のための基本的事項に課題が認められた。

また、査察指導業務やケース診断会議の実施状況を確認したところ、「現業員に対する指導指示を付箋や口頭等により行っているため、現業員への指示が記録されておらず、指示後の措置状況も確認されていない」、「収入申告書について、就労可能な者からの毎月の徴取がされているか管理されていない」、「ケース診断会議録に協議内容の詳細の記録が残されておらず、適切な協議が行われたか確認できない」等、組織的な進行管理に課題があることが認められた。

これらのことを改善するためには、実施機関で把握している課題や外部からの意見も含めて業務の進め方や生活保護の決定状況について客観的に検証・評価を行い、査察指導員による進行管理、管理職である所長、参事及び課長による実情の把握や組織的な運営管理を適切に行っていく必要がある。

ついては、現業事務の進行管理を適切に行うため、統一した進行管理方法を確立するなど査察指導機能の充実強化を図るとともに、次の点に留意の上、適正な保護の決定実施のための具体的な改善策を講じること。

ア　査察指導員は、査察指導台帳及び各種補助簿等を有効に活用し、現業事務の進行管理とともに、現業員に対する適時適切な指示を行い、併せてその内容について記録し、事後の措置状況の確認を確実に行うこと。

イ　所長等の管理職は、今回の監査で是正改善が必要とされた課題及び問題点について、その要因分析及び改善のために、①査察指導員の現業員に対する指導状況及び現業員の現業事務実施状況等、実施機関全体の運営状況及び問題点について十分に把握・分析を行い、②外部研修や会議等に積極

的に出席し、他の実施機関における運営状況を確認するなど問題点を客観的に検証のうえ、③問題点ごとに早急に改善するべきこと、中長期的に改善するべきことに分類し、④改善のために職階ごとの職責、役割分担を明確にした上で、組織的な運営管理による計画的な改善に向けた検討を行い、実行すること。

ウ　生活保護制度の適正実施にあたり慎重な検討を要する事項等については、ケース診断会議において権利擁護について徹底の上、組織的な検討を十分に行い、検討経過、結果等について記録するなど、検討した内容を明確にすること。

（２）生活保護業務の実施方針及び事業計画の策定について

今回の監査において、生活保護業務の実施方針及び事業計画（以下「実施方針等」という。）について確認したところ、「前年度の実施方針等に基づいて実施した取組についての評価や、監査指摘事項を踏まえた実施機関の抱える問題点の評価や分析が十分に行われていないため、次年度の実施方針等が早急な改善や対応が必要な事項を中心として策定されていない」、「事業計画について、管理職の役割分担が不明確であり具体的な改善のための取組内容になっていない」ことが認められた。

実施方針等の策定に当たっては、「保護の実施機関における生活保護業務の実施方針の策定について」（平成１７年３月２９日社援保発第０３２９００１号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）及び「生活保護業務の実施方針の策定に関するＱ＆Ａの送付について」（平成１７年３月２９日厚生労働省社会・援護局保護課保護係長事務連絡）を踏まえ、前年度の実施方針等の取組結果についての評価や分析を行うとともに、今回の監査において是正改善が必要とされた問題点について、その要因の分析・把握を行った上で、早急に改善すべきことを中心に改善策を盛り込んだ実施方針を策定し、これを確実に実施するため、職階毎の役割分担を明確にし、具体的な取組内容と実

施時期を明記した事業計画を策定すること。

別紙2

ケース別問題点及び是正改善状況

【 桐生市福祉事務所 】

ケース番号	問題点 指摘内容	指摘番号	是正改善措置状況	備考
（暴力団関係ケース）				
	医師の診断等も参考に、客観的かつ総合的に判断して、世帯の課題に応じた具体的な援助方針を策定すること。	1		
	収入申告書を少なくとも１２か月ごとに徴取すること。	7-コ		

ケース別問題点及び是正改善状況

【 桐生市福祉事務所 】

ケース番号	問題点 指摘内容	指摘番号	是正改善措置状況	備考
（新規開始ケース）				
	主の資産申告書について、少なくとも１２か月ごとに徴取すること。	3-ア		
	主の受診に関する支援方法をケース診断会議に諮る等により組織的に検討し、具体的な援助方針を策定すること。	1		
	主について、就労可能なため、収入申告書を毎月徴取すること。	7-コ		
	主に対し、求職活動状況申告書を毎月提出させ、面談等を通じてその状況の把握や必要な助言指導を行うこと。	１０-テ		
	自動車保有の認否を再検討すること。	3-ア		
	世帯の課題に応じた具体的な援助方針を策定すること。	1		
	管内に居住する二女の父について、その職業、収入等を主その他から聴取する等の方法により、扶養の可能性を調査すること。その結果、扶養義務履行が期待できると判断された場合で、直接照会することが適当な場合は、実地により扶養能力調査を行うこと。	4		
	母子加算の誤認定を是正すること。	6-ク		

（注）「備考」欄は、是正改善措置により生じた保護費の変動状況及び停止、廃止について記入すること。

ケース別問題点及び是正改善状況

【 桐生市福祉事務所 】

ケース番号	問題点 指摘内容	指摘番号	是正改善措置状況	備考
	世帯の課題に応じた具体的な援助方針を策定すること。	1		
	保有が容認されている自動車について、その使用目的及び維持費の捻出方法等を把握の上、保有の認否を再検討すること。	3-ア		
	主の精神通院医療について、障害者総合支援法第５８条の適用申請を検討すること。	5-ウ		
	妻について、就労可能なため、収入申告書を毎月徴取すること。	7-コ		
	妻に対し、求職活動状況申告書を毎月提出させ、面談等を通じてその状況の把握や必要な助言指導を行うこと。	１０-テ		
	主の就職見通しがなくなったことを踏まえ、適時に援助方針の見直しを行うこと。	1		
	主について、就労可能なため、収入申告書を毎月徴取すること。	7-コ		
	主に対し、求職活動状況申告書を毎月提出させ、面談等を通じてその状況の把握や必要な助言指導を行うこと。	１０-テ		

（注）「備考」欄は、是正改善措置により生じた保護費の変動状況及び停止、廃止について記入すること。

ケース別問題点及び是正改善状況

【 桐生市福祉事務所 】

ケース番号	問題点 指摘内容	指摘番号	是正改善措置状況	備考
（高齢者等多様なニーズを有するケース）				
	主の障害者加算の誤認定を是正すること。	6-ク		

（注）「備考」欄は、是正改善措置により生じた保護費の変動状況及び停止、廃止について記入すること。

ケース別問題点及び是正改善状況

【 桐生市福祉事務所 】

ケース番号	問題点 指摘内容	指摘番号	是正改善措置状況	備考
（稼働年齢層の者のいるケース）				
	主の精神障害者保健福祉手帳の取得について検討すること。	5-エ		
	年に１回以上は援助方針の見直しを行うこと。	1		
	主の次女及び三女について、その職業、収入等を主その他から聴取する等の方法により、扶養の可能性を調査すること。その結果、扶養義務履行が期待できると判断された場合で、直接照会することが適当な場合は、重点的扶養能力調査対象者として扶養能力調査を行うこと。	4		
	計画に沿った訪問調査を確実に実施し、生活実態を把握の上、必要な指導援助を行うこと。	１１		
	主の障害者加算の誤認定を是正すること。	6-ク		
	主について、局第４に基づき、年齢、資格、生活歴、職歴及び地域の求人状況等により、稼働能力の活用状況について評価し、増収指導の可否を検討すること。	9-セ		

（注）「備考」欄は、是正改善措置により生じた保護費の変動状況及び停止、廃止について記入すること。

ケース別問題点及び是正改善状況

【 桐生市福祉事務所 】

ケース番号	問題点 指摘内容	指摘番号	是正改善措置状況	備考
	障害福祉サービスの利用状況を踏まえ、適時に援助方針の見直しを行うこと。	1		
	世帯の課題に応じた具体的な援助方針を策定すること。	1		
	主、妹、弟、母について、就労可能なため、収入申告書を毎月徴取すること。	7-コ		
	世帯の課題に応じた具体的な援助方針を策定すること。	1		
	世帯の課題に応じた具体的な援助方針を策定すること。	1		
	弟について、就労可能なため、収入申告書を毎月徴取すること。	7-コ		
	弟に対し、求職活動状況申告書を毎月提出させ、面談等を通じてその状況の把握や必要な助言指導を行うこと。	１０-テ		
	訪問基準に即した年間訪問計画を策定し、計画に沿った訪問調査を実施し、生活実態を把握の上、必要な指導援助を行うこと。	１１		

（注）「備考」欄は、是正改善措置により生じた保護費の変動状況及び停止、廃止について記入すること。

ケース別問題点及び是正改善状況

【 桐生市福祉事務所 】

ケース番号	問題点 指摘内容	指摘番号	是正改善措置状況	備考
	世帯の課題に応じた具体的な援助方針を策定すること。	1		
	主について、就労可能なため、収入申告書を毎月徴取すること。	7-コ		
	計画に沿った訪問調査を確実に実施し、生活実態を把握の上、必要な指導援助を行うこと。	１１		
	生活実態を把握の上、保護の要否を検討すること。	8		
	主が退院し、作業所に通所し始めたことを踏まえ、適時に援助方針の見直しを行うこと。	1		

（注）「備考」欄は、是正改善措置により生じた保護費の変動状況及び停止、廃止について記入すること。

ケース別問題点及び是正改善状況

【 桐生市福祉事務所 】

ケース番号	問題点 指摘内容	指摘番号	是正改善措置状況	備考
（その他のケース）				
	主が病識なく受診せず、長男がヤングケアラー化しているという課題に応じた具体的な援助方針を策定すること。	1		
	主に対し、児童扶養手当の申請を指導すること。	5 -エ		
	長男の生業扶助（高等学校等就学費等）について、挙証資料を徴取の上、所要の措置を講ずること。	6 -ケ		
	訪問基準に即した年間訪問計画を策定し、計画に沿った訪問調査を実施し、生活実態を把握の上、必要な指導援助を行うこと。	１１		

（注）「備考」欄は、是正改善措置により生じた保護費の変動状況及び停止、廃止について記入すること。

別紙3

ア　措置（指導）の状況

福祉事務所	区分	文書指導・指示数	是正改善済のケース数	指導・指示事項件数 3=4	是正改善済件数 A～J ①	具体的に是正改善の措置が図られた内容																			措置を要しなかったもの ②	指導継続中のもの ③	①～③合計 3=4 4	（再掲）		備考
						援助方針の樹立・変更したもの A	世帯の認定を変更したもの B	資産の活用があったもの C	扶養の認定を変更したもの D	他法他施策の活用があったもの 総合支援法58条 a	福祉各法 b	社会保険 c	その他 d	小計 a～d E	最低生活費を変更したもの F	収入を再調査したもの G	病状把握により変更したもの 退院 e	療養態度の是正 f	医療扶助の廃止 g	入院・入所 h	小計 e～h H	就労を開始したもの I	その他措置をしたもの J				文書で指示したもの	検診命令したもの	
		1	2	3																									
		ケース	ケース	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	
	暴力団関係ケース																												
	新規開始ケース																												
	高齢者等多様なニーズを有するケース																												
	稼働年齢層の者のいるケース																												
	その他のケース																												
	小計																												
	暴力団関係ケース																												
	新規開始ケース																												
	高齢者等多様なニーズを有するケース																												
	稼働年齢層の者のいるケース																												
	その他のケース																												
	小計																												
合計	暴力団関係ケース																												
	新規開始ケース																												
	高齢者等多様なニーズを有するケース																												
	稼働年齢層の者のいるケース																												
	その他のケース																												
	合計																												

（注）１．1ケースに2以上の指示・指導事項があり、そのうち1つの指示事項の是正改善に伴いその他の指示事項の是正改善が不要となったケースについては、その他の指示事項については「措置を要しなかったもの」に計上すること。

２．「J」欄に計上する場合、その主な内容と件数を「備考」欄に記入すること。

イ 保護費の変動状況

	区分	文書指導・指示ケース数	保護費に変動があったもの										保護費に変動がないケース数	指導援助中のケース数
			総数		廃止		停止		扶助費減		扶助費増			
			ケース数	金額	ケース数	金額	ケース数	金額	ケース数	金額	ケース数	金額		
	暴力団関係ケース													
	新規開始ケース													
	高齢者等多様なニーズを有するケース													
	稼働年齢層の者のいるケース													
	その他のケース													
	小計													
	暴力団関係ケース													
	新規開始ケース													
	高齢者等多様なニーズを有するケース													
	稼働年齢層の者のいるケース													
	その他のケース													
	小計													
合計	暴力団関係ケース													
合計	新規開始ケース													
合計	高齢者等多様なニーズを有するケース													
合計	稼働年齢層の者のいるケース													
合計	その他のケース													
合計	合計													

（注） 1.「文書指導・指示ケース数」欄は、「保護費に変動があったもの」、「保護費に変動がない」及び「指導援助中」のケース数を合計した数を記入すること。
2.「金額」欄は1ヶ月当たりの保護費（医療費を含む）であること。
3. 1ケースにつき2以上の指導・指示事項があり、その全部について措置を終わっていない場合は、ケースが廃止又は停止された場合を除き「指導援助中」とすること。
4. 1ケースにつき2以上の指導・指示事項があり、「扶助費減」と「扶助費増」とがある場合のケース数は金額を相殺した後で多い額の欄で「扶助費減」又は「扶助費増」とするこ
5. 1ケースにつき2以上の指導・指示事項がある場合、一部措置済で他が保護費の変動がないときは措置済として判断することとし、変動予定があるときは「指導援助中」とす
6.「保護費に変動があったもの」欄の「総数」の「金額」は、各欄の「金額」の合計で、相殺しないものとすること。